

教 生 学 第 5 9 3 号
令和 5 年 (2023 年) 8 月 24 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く)
(各 市 町 村 立 学 校 長) 様
(各 市 町 村 立 幼 稚 園 長)
(各市町村立幼稚園型認定こども園長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

水難事故の防止について (通知)

このことについては、これまでも関係通知等により、事故防止等に向けた安全指導の徹底をお願いしているところです。今年は、お盆が明けても厳しい暑さが続いていることから、今後も海岸や河川付近等の野外におけるレジャー等の機会において、事故に遭う危険性が懸念されます。

については、次の参考通知を改めて確認いただくとともに、特に指導事項については、児童生徒等に対する安全指導及び保護者への周知の徹底が図られるようお願いします。

記

1 参考通知

- ・令和 5 年 4 月 21 日付け教生学第 77 号通知「水難事故防止に係る農林水産省及び国土交通省の取組について」
- ・令和 5 年 6 月 12 日付け教生学第 258 号通知「遊泳事故に係る対策について」
- ・令和 5 年 7 月 19 日付け教生学第 437 号通知「夏休み期間における河川等水難事故防止の普及啓発についての協力願いについて」

2 指導事項

- (1) 海岸や河川付近等の野外におけるレジャー等については、危険な場所に絶対に立ち入らないことや天候の急変に十分注意することについて指導すること。
- (2) 児童生徒等が個人やグループで水泳や水遊びに出かける時は、必ず保護者や水泳の熟練者と同行することや、海水浴場に指定されていない場所や遊泳禁止場所では、絶対に遊泳しないよう指導すること。

(学校安全係)

教 生 学 第 77 号
令和 5 年 (2023 年) 4 月 21 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く) 様
(各市町村立学校長)
(各市町村立幼稚園及び認定こども園長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

水難事故防止に係る農林水産省及び国土交通省の取組について
(通知)

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長から、別添写しのとおり依頼がありましたので、通知します。

道内においては、暖かくなるこの時期から学校等の夏休みにかけて、児童生徒等の水辺で活動する機会の増加などにより、海や河川等における水難事故の発生が懸念されます。

つきましては、別添の農林水産省及び国土交通省の取組等を参考に、地域の実情に応じた具体的な例を示して指導するなど、児童生徒等の水難事故の防止に万全を期すようお願いいたします。

(学校安全係)

教 生 学 2 5 8 号
令和5年(2023年)6月12日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長) 様
(各市町村立幼稚園長)
(各市町村立幼稚園型認定こども園長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大槻直広

遊泳事故防止に係る対策について(通知)

このことについて、第一管区海上保安本部交通部安全対策課長から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので通知します。

今後、夏の暑い時期を迎えるにあたり、海岸や河川付近等の野外におけるレジャー等の機会が増え、遊泳中の事故に遭う危険性が懸念されます。

については、別添「児童生徒・保護者向け遊泳事故防止リーフレット」を児童生徒等に配布するほか、特に次の事項について、必ず学級活動やホームルーム活動等で児童生徒等に対する安全指導を行うとともに、保護者に対しても家庭内で注意喚起が図られるよう働きかけをお願いします。

記

- 1 海岸や河川付近等の野外におけるレジャー等については、危険な場所に絶対に立ち入らないことや天候の急変に十分注意することについて指導すること。
- 2 児童生徒等が個人やグループで水泳や水遊びに出かける時は、必ず保護者や水泳の熟練者と同行することや、海水浴場に指定されていない場所や遊泳禁止場所では、絶対に遊泳しないよう指導すること。

(学校安全係)

教 生 学 第 4 3 7 号
令和5年（2023年）7月19日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）
（各市町村立幼稚園長及び認定こども園長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

夏休み期間における河川等水難事故防止の普及啓発についての
協力願いについて（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり依頼がありましたので、通知します。

道内においては、学校等の夏休み期間中、児童生徒等の水辺で活動する機会の増加などにより、海や河川等における水難事故の発生が懸念されます。

つきましては、別添の国土交通省及び農林水産省の取組等を参考に、地域の実情に応じた具体的な例を示して指導するなど、児童生徒等の水難事故の防止に万全を期すようお願いします。

（学校安全係）